

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応した 給付日数の延長に関する特例について

「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律」に基づき、雇用保険の基本手当の給付日数の延長に関する特例が設けられました。

対象となる方

離職日に応じて以下に該当し、法施行日（令和2年6月12日）以後に基本手当の所定給付日数を受け終わる方が対象となります。

また、令和3年1月7日の緊急事態宣言の発令に伴い、発令地域（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）にお住まいの方は離職日に対応する期間が下線のとおりとなります。

離職日	対象者
〈緊急事態宣言発令以前〉 ～令和2年4月7日 ～令和3年1月7日※1	離職理由を問わない（全受給者）
〈緊急事態宣言発令期間中〉 令和2年4月8日～令和2年5月25日 令和3年1月8日～緊急事態解除宣言日	特定受給資格者※2及び特定理由離職者※3
〈緊急事態宣言解除後〉 令和2年5月26日～ 緊急事態解除宣言日後	新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた特定受給資格者及び特定理由離職者（雇止めの場合に限る）

※1 1月7日時点において受給資格者の方が対象です。

※2 特定受給資格者：倒産・解雇等の理由により離職を余儀なくされた者

※3 特定理由離職者：①期間の定めのある労働契約が、更新を希望したにもかかわらず更新されなかったことにより離職した者
②転居、婚姻等による自己都合離職者

※4 就職困難者の方は、当初から所定給付日数が長い為、対象となりません。

※5 特例延長給付を受けている方が再度特例延長給付を受けることはできません。

延長される日数 60日（一部30日※）

※35歳以上45歳未満の方で所定給付日数270日の方

45歳以上60歳未満の方で所定給付日数330日の方

対象とならない場合

特例延長給付は、積極的に求職活動を行っている方が対象となります。

そのため、次の①～④のいずれかに該当する場合は、特例延長給付の対象となりません。

- ① 所定の求職活動がないことで失業認定日に不認定処分を受けたことがある場合
- ② やむを得ない理由がなく、失業認定日に来所しなかったことにより不認定処分を受けたことがある場合
- ③ 雇用失業情勢や労働市場の状況などから、現実的ではない求職条件に固執される方 等
- ④ 正当な理由なく、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、指示された公共職業訓練を受けること、再就職を促進するために必要な職業指導を拒んだことがある場合

* 対象となる方は、認定日にハローワークで延長の処理を行いますので、別途申請等の手続きは必要ありません。

